

久留米市中央/地方卸売市場業務条例施行規則の改正について

1. 施行規則改正のポイント

食品流通の多様化などによる消費者ニーズへの的確な対応等のための卸売市場法改正に伴い、久留米市においても令和2年3月に中央/地方卸売市場業務条例の改正を行ったところです。また、市場の実態に応じた取引規制の見直し等を行っている市条例の改正に併せ、中央/地方卸売市場業務条例施行規則について改正を行っているものです。

2. 規則改正の主な内容

①規制等の見直しにより削除した項目

主な項目	改正対応の概要
せり人の登録申請	改正後の条例では、せり人の登録について「届出」としており、登録申請書やせり人の試験の定めなどを削除したもの
関連事業者の種類	関連事業の対象について、「加工食品業」「日用雑貨取扱業」などの規制を削除（条例で「市場利用者の便益を提供するもの」と規定）
任意の取引ルールに関する事前承認	法改正に伴い、改正後の条例で「卸売業者の第三者販売」「卸売業者の自社買受け」「仲卸業者の直荷引き」などの規制項目を削除しており、規則において禁止・事前承認事項の定めを削除したもの
出荷奨励金・完納奨励金の交付	改正後の条例で奨励金の定めを削除したことにより、規則で定める交付の方法を削除したもの
物品の品質管理方法	改正後の条例で「食品衛生法の定めにより管理する。」と定めたため、規則で定めていた個別の管理方法を削除したもの

②法改正等により新たに規定した項目

主な項目	改正対応の概要
卸売業の許可に係る申請書類	国・県による許可から、市（開設者）の許可へ移行したことに伴い、規則で申請書類・様式を定めたもの
仲卸業の事業報告書	任意ルール取引の事前承認の削除に伴い、事業報告の基礎資料として月報の提出を定め、市による適正な取引管理を行うもの
売買取引方法の公表	改正後の条例で定める「卸売業者による売買取引方法の公表」について、事前に取引の方法を公表するよう定めたもの
受託拒否の禁止	改正前の条例で「受託契約約款の定め及びその他正当な理由」を除き禁止としていたものを、改正後の条例で「規則で定める」として、その理由を定めたもの
任意の取引ルールに関する報告	改正後の条例で市への報告事項とした「卸売業者の第三者販売」「卸売業者の自社買受け」「仲卸業者の直荷引き」について、市場取引委員会への報告を定めたもの
取引結果の公表	卸売業者・市の公表方法について、HP等での公表を定めたもの